

平成 30 年度練馬区食品衛生監視指導計画について

- 1 平成 30 年度練馬区食品衛生監視指導計画(案)の意見の募集等
 - (1) 食品衛生法第 64 条第 2 項（国民等の意見の聴取）に基づくもの
 - ① 周知方法 区報（1 月 11 日号）および区ホームページに掲載
生活衛生課および生活衛生課石神井分室での配布
区民情報ひろばでの閲覧
 - ② 意見募集期間 平成 30 年 1 月 11 日（木）から 2 月 1 日（木）まで
 - (2) 練馬区食品衛生推進員会議での意見交換
平成 30 年 1 月 17 日（水）に開催

2 区民等からの意見の概要および区の考え方

※意見に対する対応

- A：意見を計画に反映させたもの
- B：計画の実施の際に、参考とするもの
- C：計画案に趣旨が記載済であるもの
- D：今後、検討を行うもの
- E：上記以外のもの

(1) 意見募集による意見数 0 件

(2) 食品衛生推進員会議での意見数 2 件

	意見	区の考え方	該当箇所	対応※
1	<p><区民への情報提供等について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食育を通じて、子どもだけではなく各家庭に向けても、食の安全についての情報提供・普及啓発に力を入れてはどうか。 	<p>食育推進事業を通じて、食品衛生知識の普及啓発を行っていく旨、また、母子保健事業を通じて、引き続き普及啓発に努める旨を記載します。</p>	<p>P 6 Ⅲ 1. (1) ウ 食育関連事業 P 8 Ⅳ 1. (2) ア 庁内関係部署との連携</p>	A
2	<p><重点監視指導事業について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポテトサラダなどでも O157 食中毒が起きているので、肉以外の食品でも O157 食中毒が起きることについて、しっかり指導してほしい。 	<p>現在も、食品等事業者への監視指導において、腸管出血性大腸菌 O157 の危険性を踏まえた指導を行っていますが、引き続き生野菜などの非加熱で提供する食品の取扱等について指導していきます。</p>	<p>P 2 Ⅰ 1. (2) ア① 腸管出血性大腸菌 O157 食中毒対策</p>	A

3 計画案からの変更点（下線部が変更点）

	該当箇所	変更前	変更後
1	P1 I 1. (1) 年間実施予定	13, 243 件 (平成 29 年 9 月末現在)	<u>13, 269 件</u> (平成 29 年 <u>12</u> 月末現在)
2	P2 I 1. (2)ア① 腸管出血性大腸菌O157 食中毒対策	非加熱で提供する食品の取扱等について指導します。	<u>生野菜などの非加熱で提供する食品の取扱等について指導</u> します。
3	P6 III 1. (1)ウ 食育関連事業	食育基本法を踏まえ庁内関係部署と連携し、主に児童・生徒を対象に、食品衛生知識の普及啓発を図ります。近年多発しているノロウイルスによる食中毒をはじめ、食中毒予防には手洗いが有効です。正しい手洗いを子供のうちから身につけてもらうため、保育園児・小学1年生を主な対象とした「食の安全教室（手洗い教室）」を実施します。	食育基本法を踏まえ庁内関係部署と連携し、主に児童・生徒を対象に、食品衛生知識の普及啓発を図ります。近年多発しているノロウイルスによる食中毒をはじめ、食中毒予防には手洗いが有効です。正しい手洗いを子供のうちから身につけてもらうため、保育園児・小学1年生を主な対象とした「食の安全教室（手洗い教室）」を実施します。 <u>また、食育推進事業を通じて、食品衛生知識の普及啓発を図ります。</u>
4	P8 IV 1. (2)ア 庁内関係部署との連携	④保健相談所（消費者に対する普及啓発活動）	④保健相談所（消費者に対する普及啓発活動・ <u>母子保健事業での普及啓発活動</u> ）

4 監視指導計画（別紙）の公表

3月下旬 生活衛生課で配布、区民情報ひろばで閲覧

4月1日 ねりま区報および区ホームページに掲載